

『知的財産権保護規範化市場創出モデル管理弁法』の解説

公布日：2022-12-26 出所：国家知識産権局政務ウィーチャット

中国共産党中央委員会、国務院の知的財産権保護強化に関する決定と施策を深く徹底し、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁の『創出モデル活動管理弁法（試行）』を実施し、公平な競争、厳格に保護された知的財産権保護市場環境を構築するため、国家知識産権局は元の『知的財産権保護規範化市場認定管理弁法』を改訂し、『知的財産権保護規範化市場創出モデル管理弁法』（以下、『管理弁法』という）を形成した。2022年12月21日、国家知識産権局は正式に『管理弁法』を発行・実施し、地方知的財産権管理部門及び関連市場が『管理弁法』をよりよく学習し・履行することを助けるため、その改訂について以下のように説明する。

一、改訂の背景

2014年以来、国家知識産権局は知的財産権保護規範化市場育成認定業務の展開を模索し、統一的な配置、協同推進業務の要求に基づき、市場を指導して規則を定め、制度を確立し、管理を規範化することにより、牽引モデルの役割を果たすことができる知的財産権保護規範化市場をいくつか育成、認定し、関連市場の知的財産権保護業務の「指導者がいて、機構があり、制度があり、人員がいて、経費があり、運用ができて、管理ができること」を段階的に実現した。現時点までに、認定と継続審査を通じて、既存の国家レベルの知的財産権保護規範化市場の総数は115社に達した。知的財産権保護規範化市場満足度評価によると、2022年の知的財産権保護規範化市場満足度評価は88.8点で、2015年より16.93点上昇し、全体として優良な範囲に入った。知的財産権保護規範化市場のモデル牽引効果を通じて、中国の商業貿易流通分野の知的財産権保護環境は著しく改善され、市場の知的財産権保護意識と能力は効果的に向上した。

2021年6月、知的財産権保護規範化市場育成プロジェクトは国家表彰奨励弁公室の第3回全国創出モデル活動保留プロジェクト目録の承認を得た。2021年10月、国務院が発行した『「十四五（第14次5か年計画）」国家知識産権保護と運用計画』は、「知的財産権保護規範化市場の構築を持続的に推進する」という施策を明確に示した。2022年4月、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は『創出モデル活動管理弁法（試行）』を発行し、規範管理創出モデル活動に対して具体的な要求を打ち出した。前期の業務の経験をまとめた上で、新しい情勢の新しい任務の新しい要求に適応するために、元の『知的財産権

保護規範化市場認定管理弁法』の改訂を行い、知的財産権保護規範化市場育成認定の目標、原則、プロセスをさらに明確にし、仕事の流れを最適化し、知的財産権保護制度の更なる改善、知的財産権保護管理能力の更なる向上、各方面の知的財産権保護意識の更なる強化を促進し、市場の知的財産権保護に関する業務を引き続きしっかりと行い、本地域の商品取引市場における知的財産権保護の牽引モデルの役割を發揮した。

二、主要な内容

改訂後の『管理弁法』は全4章35条である。

第一章は総則であり、根拠、業務目標、業務原則、適用範囲などの基本事項を明確に定めたものである。第二章は実施プロセスであり、育成申請、評価認定、資格再審査プロセスに対して細かく規定したものである。第三章は組織とマネジメントであり、日常的な指導と巡査評価の要求を規定し、関連する違法行為・反則行為の状況と処理規定を明確にし、宣伝モデルを強化するものである。第四章は附則である。

主な改訂内容は以下の通りである。

(一) 知的財産権保護規範化市場の内包、管理機能の分業と適用範囲を明確にした。オンラインとオフラインの専門化市場の知的財産権保護管理を統一的に計画するために、『管理弁法』第二条は、本弁法でいう知的財産権保護規範化市場に対する具体的な規定、すなわち国家知識産権局が育成と認定をした商品取引市場であるという規定を作った。

『管理弁法』第五条は、知的財産権保護規範化市場の職能区分を明確にし、中央事権と地方事権を区別した。すなわち国家知識産権局は育成指導、認定と再審査業務を担当し、省級知識産権局は市場推薦、日常管理、具体的な指導と認定の初期評価の業務を主導し担当する。適用範囲の面では、『管理弁法』第七条は、分類規定であり、第一に、各種の条件に合致する市場は育成を申請することができ、第二に、関連市場は育成期間満了後に認定申請することができ、第三に、「知的財産権保護規範化市場」の称号の有効期間が満了した場合はいずれも再審査への参加を申請しなければならない、となっている。

(二) 知的財産権保護規範化市場創出モデル活動の実施プロセスを明らかにした。第一に、オフライン・オンラインの専門化された市場取引のカバーエリアに一定の差異があることを考慮し、『管理弁法』第十二条は、オフライン市場申請管理業務はその所在地の省級知識産権局が管轄し、オンライン市場はその登録地の所在地の省級知識産権局が管轄し、オフラインの実体とオンライン・プラットフォームの両方を備えた商品取引市場はオフラ

イン市場が所在する地域の省級知識産権局が責任を負うべきである、と規定した。第二に、育成認定プロセスを最適化し、『管理弁法』第十四条は、育成期間を1年間と明示し、元の『知的財産権保護規範化市場育成認定の展開に関する通知』に規定された2年間の育成期間より大幅に短縮した。第三に、「専門家評価点数」と「満足度評価点数」の2つの点数の比重を科学的に設定し、従来の「専門家評価点数」の割合を80%から70%に調整し、「満足度評価点数」を20%から30%に調整し、満足度評価点数の割合が低すぎて結果の評価に実質的な評価の役割を果たせないという問題を回避した。第四に、評価プログラムを厳しく再検査し、『管理弁法』第二十八条は、称号の有効期限が満了して再検査を申請していない市場はその称号を取り消すと規定した。

(三) 日常管理の要求及び違法反則行為に対する処理規定を明確にした。第一に、知的財産権規範化市場の日常管理と指導業務を強化するために、『管理弁法』第二十九条は、各省級知識産権局が関連責任の在り処と責任者を明確にし、毎年関連市場を審査し、国家知識産権局保護司に報告することを規定するとともに、知的財産権保護規範化市場所在地の知識産権局が当該地域の関連市場に対する巡察と管理を強化すべきで、市場で重大な事件や重大な状況が発生した場合は、速やかに階層別に報告しなければならないことを規定した。第二に、『創出モデル活動管理弁法（試行）』の要求を実行し、『管理弁法』第三十条、第三十一条は評価認定、日常管理過程における違法反則行為の処理規定を明確にした。

三、実践的意義

『管理弁法』を入念に実行し、知的財産権保護規範化市場の構築を大いに強化することで、一方では、知的財産権保護規範化市場のモデル牽引効果を通じて、より多くの市場主体の知的財産権の尊重と保護を推進し、質の高い発展を実現し、人民大衆の美しい生活に対する需要を絶えず満たすことに役立つ。またそれ以外では、中国が法に基づいて知的財産権を厳格に保護するプラスイメージを維持し、グローバルガバナンスシステムの複雑な変化が商品取引市場の知的財産権保護に対して示した新たな要求に積極的に応え、消費者を安心させ、権利者が満足する全国統一の大市場を構築することに有益である。次のステップでは、国家知識産権局は統一的な指導に力を入れ、関連する法律執行部門との協力を強化し、各種商品取引市場が知的財産権の保護と管理を強化するよう積極的に指導し、市

場関係者の知的財産権保護意識と能力の向上を推進し、消費者満足度をさらに高め、市場化、法治化、国際化された一流ビジネス環境の構築により大きく貢献する。

出所：

国家知識産権局ウェブサイト 2022年12月26日付け

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/26/art_66_180993.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。